

## 十勝圏複合事務組合発注業務を受注する業者の皆様へ

「建築士法の一部を改正する法律」（平成26年法律第92号）の一部が平成27年6月25日に施行になり、延べ面積300㎡を超える全ての建築物について、法に定められた事項を記載した書面により契約締結することが義務付けられました。

このため、十勝圏複合事務組合発注の建築設計業務委託及び建築工事監理業務においても、この内容を契約書に明記することとしたので、該当する業務の落札者は下記の手続きを行うようお願い致します。

### ○ 契約までの流れ

- (1) 落札業者は業務担当課に、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を説明し、契約書別紙に協議済印の押印を受け、その書面を総務課へ提出する。
- (2) 総務課は、契約書に書面を添付して契約をする。

